

令和2年7月22日

3学年 保護者 様

川崎市立西中原中学校

校長 安部 賢一

修学旅行の参加意向確認について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をくださり、心より感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休業のため、延期となっていた修学旅行を下記の日程と宿泊先に変更して実施いたします。
見学や食事、宿泊、交通機関など、すべての行程で感染防止に配慮し、当初の計画を見直しましたことは、本日開催の修学旅行説明会でご案内の通りですが、裏面にありますように今後の情勢によっては、やむを得ず中止となる場合があります。この点をご承諾のうえ、下記の参加意向確認書にご記入いただき、各学級担任までご提出ください。

記

実施日程： 令和2年8月30日（日）～9月1日（火） 2泊3日
訪問先： 広島県広島市、京都府京都市近郊
宿泊施設： おもてなしの宿「溪山閣」（京都府亀岡市）
交通機関： JR新幹線・貸し切りバス

-----きりとり-----

川崎市立西中原中学校 修学旅行参加意向確認書

令和2年8月30日から2泊3日で行われる広島・京都方面修学旅行に、

参加します

参加しません

どちらかに、レ点をつけてください

（理由等記述欄（よろしければ不参加理由や配慮事項等をお書きください。）

令和2年7月 日 年 組 生徒氏名

提出締切7月27日(月)

保護者氏名 印

※同時に配布した封筒に入れてご提出ください。記名や封は不要です。

修学旅行を中止する場合の判断基準等（参考）

（1）参加者が著しく集まらなかった場合。

＜解説＞参加意向確認書に基づく参加予定数が想定より著しく少ないために、積み立てた旅行代金で計画した旅行内容の実現が困難な場合。また、教育活動としての意義や目的の達成に支障が生じると考えられる場合は中止します。

具体的な最少催行人員については、受注型企画旅行のために特に定めはありませんが、参加意向確認書によって不参加の意思を示した人数が、在籍生徒数の概ね2割を超える場合は中止について検討します。

（2）8月19日（夏季休業明け）以降に感染者が確認された場合。

＜解説＞本市における学校再開ガイドラインでは、生徒または教職員の感染が確認された場合の臨時休業、および濃厚接触者の出席停止は次の通りです。

① 臨時休業は、感染者が判明してから「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」。

② 濃厚接触者の出席停止（教職員の場合は出勤停止）は、「感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間」。

以上により、濃厚接触者が修学旅行の前日までに特定されれば、理論上は感染者と濃厚接触者を除いた生徒と教職員で修学旅行の実施が可能です。しかし、保健所の調査、施設の消毒への対応、さらにその間、教育活動や事前準備の中断することを考えると、夏季休業明けに感染者が判明した場合は、現実的には実施が困難であると考えられます。そのため、こうした場合は原則として中止(*)します。

*生徒や教職員に濃厚接触者がいないか、きわめて限定的な場合は実施することがあります。

（3）夏季休業中またはそれ以前に感染者が確認され、計画に支障が生じる場合。

＜解説＞夏季休業中（8月5日～18日）は、部活動以外の教育活動がなく、部活動も対外試合や実施回数を制限しているため、2次感染が限定的な場合があります。したがって、夏季休業中に感染者が確認された場合は、感染経路の明否、感染者の活動の様態、接触者の多寡等を踏まえて判断します。

具体的には、夏季休業期間の後半に感染者が確認され、臨時休業が課業日にまで及ぶ場合は原則として中止します。一方、夏季休業を利用した帰省中の感染など、校内に濃厚接触者がいない場合は実施が可能と考えています。

（4）川崎市教育委員会が修学旅行の中止を要請したり、承認を取り消したりした場合。

＜解説＞緊急事態宣言が本県や訪問先の府県に再び発令された場合、また、地域の感染状況、および社会情勢を鑑みて市が実施困難と判断した場合は中止します。

（5）学校長が修学旅行の実施が困難と判断した場合。

＜解説＞感染者はいないが発熱者が多数発生している。複数の引率教員が濃厚接触者となり安全に引率できる体制が組めない。非常変災により修学旅行の安全確保が難しい等、さまざまな事態により実施が困難と判断した場合は中止します。

（6）中止になった場合の経費について

＜解説＞いかなる理由で中止になった場合でも、個人が病気で欠席した場合と同様に旅行業法に基づくキャンセル料が発生し、積み立てた旅行代金をもってこれに充てます。なお、その際には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等による補填について教育委員会と担当局を通じて要請します。